

# TSU-BPO とフォーフエイティングの融合による新しい貿易金融

## **New trade finance structures based on collaboration of TSU-BPO and Forfaiting business**

花木 正孝

三井住友銀行 大阪外為センター、大阪

### I. はじめに

2012年11月14日メキシコシティにて国際貿易フォーフエイティング協会－International Trade and Forfaiting Association, ITFA 及び、国際商業会議所－International Chamber of Commerce, ICCによる共同事業である、『フォーフエイティングに関する統一規則－ICC Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800, 2012 Edition』, URF800が公表され、2013年1月1日に発効した。このURF800は、年間3,000億米ドルの取扱高にまで成長した、フォーフエイティング市場に関する規則であり、2009年より起草作業が進められていたものである<sup>1)</sup>。

本報告においては、初めにフォーフエイティング業務の概要とその特徴について解説したい。2つ目は、ITFAと共同事業を進めたICCの動き、つまりURF800の制定過程について振り返ると共に、URF800の基本的特徴について明らかにしていきたい。3つ目は、国際銀行間通信協会－Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SWIFT開発した貿易データのマッチング・システム、Trade Services Utility－TSUに対応した銀行支払確約－Bank Payment Obligation, BPOとフォーフエイティングを融合させた取組事例を採り上げ、その効果について指摘したい。最後に、両者の融合による新しい貿易金融が、フォーフエイティング業務や、TSU-BPO取引に与える影響について纏めてみたい。

尚、拙稿においては、ICC、ITFA、SWIFT他、公開情報を基に論点を整理、指摘することとし、あくまで筆者個人の見解であることを、予め申し添える。

### II. フォーフエイティング業務の概要

#### 1. フォーフエイティングの特徴

フォーフエイティングは、一般的に、輸出商が振出した、信用状付きの期限付輸出荷為替手形の内、L/C発行銀行または、その指定する引受銀行による引受済手形を対象とする輸出金融手法の一つで、1960年代スイスを中心とした欧州で発展した<sup>2)</sup>。通常、

わが国において買取依頼人である輸出商は、輸出手形の買取を輸出商取引銀行（買取銀行－Negotiating Bank）に依頼するに際して、「外国向為替手形取引約定書」を差し入れ、その規定に基づき、期日の不払いが発生した際に、買取銀行に対する買戻債務を負担することとなる<sup>3)</sup>。これに対して、フォーフェイティングに基づく輸出手形買取の場合、輸出商取引銀行（一次フォーフェイター－Primary Forfaitor）は、買取取引依頼人に対して有する手形の遡及権（買取銀行の買戻し請求権＝輸出商の買戻債務）の行使を放棄するという、訴求権のない－Without Recourse 取引である。仮に、手形期日に信用状発行銀行等の破綻（信用リスク）や、輸入国側のカントリーリスク発生による、不払い事故が発生した場合でも、輸出商には手形代金の買戻債務を負担する義務がない。

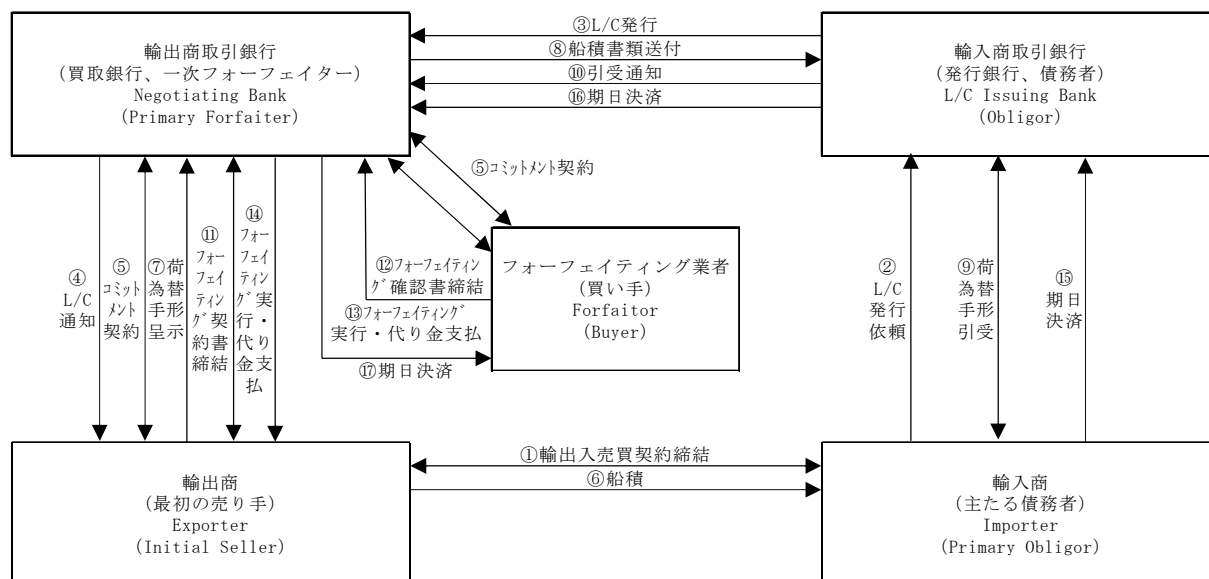
## 2. フォーフェイティングのメリット

輸出商にとってフォーフェイティングを取組みことによるメリットは、以下の3点である。まず、前述の通り、フォーフェイティングは Without Recourse 取引であるので、輸出手形の不払い事故が発生した場合に、輸出商の買戻債務は免除され、仮に輸入決済遅延が発生した場合も延滞利息は請求されないという点である。2つ目は、輸入商および L/C 発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリー・リスク双方のリスクヘッジが可能である点であるので、フォーフェイティングの対象となる輸出取引であれば、発展途上国向け等の高リスクの輸出案件にも利用可能であり、販路拡大が可能という点である。3つ目は、Without Recourse 取引であるが故に、バランスシートの売掛債権等をオフバランス化可能となり、債権管理・回収コストの削減が可能であるという点である。

## 3. フォーフェイティングの流れ

フォーフェイティングは、通常次の手順に従って行われる（図1参照）<sup>4)</sup>。まず、代金決済を信用状取引とする売買契約の締結後、発行された信用状が通知銀行により輸出商に通知される。通常、この段階で信用状の内容に基づきフォーフェイティングの条件を確定させ、事後のフォーフェイティング取引実行を確約させるために、輸出商と輸出商取引銀行（一次フォーフェイター－Primary Forfaitor）の間と、必要に応じて一次フォーフェイターと当該輸出債権の転売先であるフォーフェイティング業者（買い手－Buyer）の間で、それぞれコミットメント契約を締結するケースが多い。

図1 フォーフエイティング取引の流れ



ITFA、ICC 資料を基に筆者作成

船積後、輸出商から一次フォーフエイターへ荷為替手形が呈示され、一次フォーフエイターはこれを買取銀行として点検し、発行銀行に送付する。発行銀行は呈示された荷為替手形を点検し、これが信用状条件通りであれば、一次フォーフエイターに対して引受通知を送付する。一次フォーフエイターは、引受通知を受領し、発行銀行の支払確約が確定した段階で、輸出商から、輸出債権の譲渡依頼書—Assignment letterを受領し、フォーフエイティングを実行、輸出商の口座に買取代金を入金する。多くのケースでは、当該輸出債権を、別の買い手に再譲渡する。最後に手形期日に発行銀行から、資金決済が行われるが、前述の通り輸出商の買戻債務は免除されている。

#### 4. フォーフエイティングの取引コスト

フォーフエイティングを取り組む際、一般的に、信用状発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリーリスクを勘案した、割引料率を算出し、これに基づき買取代金を計算することとなる。フォーフエイティングにより輸出商が受け取る金額は、以下の計算式に基づいて算出される<sup>5)</sup>。

フォーフエイティング取引金額＝輸出債権額面金額×買取適用金利（割引料率）  
×（手形残存期間＋グレース日数）÷360（または365）。

買取適用金利（割引料率）は、LIBOR等の基準となる市場金利に、資金の調達コストと銀行所定のリスク料率を加えた銀行マージンを加えたものである。銀行マージンは、発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリーリスクに応じて定められ、グレース日数とは、決済遅延日数をあらかじめ見込むもので、通常は3～7日の期間が設定されている。

### Ⅲ. URF800の制定-ICC、ITFAの動き

#### 1. ITFAの設立と動き

ITFAは1999年、国際フォーフエイティング協会－International Forfaiting Association, IFAの名称で、フォーフエイティング取引の促進を目的にチューリッヒに設立された比較的歴史の浅い民間団体で、約140社の会員（ITFA's members）を有する。2014年9月に現在の名称に改称しフォーフエイティングのみならず、貿易金融全体の促進を図るとしている。設立以来ITFAは取引規則の整備を積極的に行い、2004年に輸出債権を買い取った一次フォーフエイターが、別の買い手に転売する市場である二次マーケット－Secondary Market向け規則『IFAガイドライン－IFA Guidelines』、2008年には輸出商から一次フォーフエイターに輸出債権を売却する市場である一次マーケット－Primary Market向け規則『フォーフエイティング一次マーケットに関する解説－Introduction to the Primary Forfaiting Market』を制定した。

#### 2. ICCによる統一規則制定とその意義

2009年6月24日パリにて、ITFAおよびICCは、フォーフエイティングに関する新たな統一規則の共同起草委員会立上げを発表し、3年半に渡る起草作業の後、新統一規則URF800の内容が公表され、2013年1月に発効した。ICCは1920年、国際商取引の促進を目的にパリに設立され、各種貿易関連規則の制定を通じて国際商取引促進に資する活動を行っており、現在世界130カ国に国内委員会、約7,400社の会員を有する。URF800制定にICCが関わる意義であるが、ITFAは貿易取引における国際的なルール作りにおいて、ICCの持つ豊富な実績と、銀行を含む貿易当事者への絶大な影響力を活用することにより、これをフォーフエイティング取引規則のde factoスタンダードとすることを狙ったものと思われる。これは、TSU-BPOにおける、SWIFTとICCの共同事業であった、『Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication

No. 750』,URBP0750 制定に際して、SWIFT が意図した狙いと同じである<sup>6)</sup>。次に、URF800 の特徴をいくつか挙げてみたい。

### 3. URF800 の概要

まず、URF800 は、図 2 のように本文 14 条と、フォーフエイティング取引に使用する契約の雛形を 4 種類から構成され、他の ICC 制定規則に比べてコンパクトな内容といえる。また、巻末に図 6 として URF800 の条文内容について纏めたので、そちらも参照願いたい。URF800 の特徴であるが、次に挙げる大きな 4 つのポイントが挙げられる。

図 2 URF800 条文構成

条 文	Article 1	第1条	Application of URF	URFの適用
	Article 2	第2条	Definitions	定義
	Article 3	第3条	Interpretations	解釈
	Article 4	第4条	Without recourse	遡及権なし取引
	Article 5	第5条	Forfaiting agreements in the primary market	一次マーケットにおけるフォーフエイティング契約書
	Article 6	第6条	Conditions in the primary market	一次マーケットにおける取引条件
	Article 7	第7条	Satisfactory documents in the primary market	一次マーケットにおける充足書類
	Article 8	第8条	Forfaiting confirmations in the secondary market	二次マーケットにおけるフォーフエイティング確認書
	Article 9	第9条	Conditions in the secondary market	二次マーケットにおける取引条件
	Article 10	第10条	Satisfactory documents in the secondary market	二次マーケットにおける充足書類
	Article 11	第11条	Payment	支払い
	Article 12	第12条	Payment under reserve	留保条件付き支払
	Article 13	第13条	Liabilities of the parties	当事者の義務
	Article 14	第14条	Notices	通知
雛 形	ANNEX 1	別添1	MASTER FORFAITING AGREEMENT	フォーフエイティング包括契約書雛形
	ANNEX 2	別添2	FORFAITING AGREEMENT	フォーフエイティング契約書雛形
	ANNEX 3	別添3	FORFAITING AGREEMENT IN SWIFT FORMAT	フォーフエイティング契約書SWIFT電文雛形
	ANNEX 4	別添4	FORFAITING CONFIRMATION	フォーフエイティング確認書雛形

#### (1) 一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定

まず一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定したことが挙げられよう。まず、用語の定義（第 2 条）と解釈（第 3 条）に関する規定の共通化である。定義では、「買い手 (buyer)」、「信用補完書類 (credit support documents)」、「フォーフエイティング契約書 (forfaiting agreement)」、「フォーフエイティング確認書 (forfaiting confirmation)」、「最初の売り手 (initial seller)」、「債務者 (obligor)」、「支払請求 (payment claim)」、「一次フォーフエイター (primary forfaiter)」、「一次マーケット (primary market)」、「主たる債務者 (primary obligor)」、「要求書類 (repurchase terms)」、「充足した書類 (satisfactory documents)」、「二次マーケット (secondary market)」、「二次売買条件 (secondary sale terms)」、「売り手 (seller)」、「留保条件

付 (under reserve)」、「原因取引 (underlying transaction)」等、28 語について、解釈では、「a. 単数形と複数形」、「b. 規則の適用」、「c. 人 (person)」、「d. 署名された (signed)」、「e. 以降 (after) 以内 (within)」、「f. 譲渡 (transfer)」の 6 語に関する解釈が規定された。

次に、Without recourse 取引の定義 (第 4 条)、支払 (第 11 条)、留保条件付支払 (第 12 条)、通知 (第 15 条) に関する規定の共通化である。買い手は売り手から、遡求義務を免除して、支払請求の買入れを行い、第 13 条あるいは第 4 条 b 項の条件が適用される場合以外、(買入れした) 支払請求に関して不払いが発生しても、買い手は一切不服申し立てを行うことはできないと規定された。支払については、支払期日の営業日中に即時、満額支払うと規定され、併せて留保条件の取扱や通知についても定められた。フォーフェイティング手続きに関する通知、書類は、契約書または確認書の契約番号を付して、電子的手段、ファックスまたは書面によって送付されるべきであると規定された。また、通知等の受領要件が、休業日または営業時間外に受領された場合、翌営業日に受領されたと解釈される等の細則も定められた。

## (2) 取引の当事者の責任範囲を明確化

2 つ目は、取引の当事者の責任範囲を明確化 (第 13 条) したことが挙げられる。フォーフェイティングは、Without recourse 取引で、輸出債権の売り手には通常買戻し義務などは発生しない (第 4 条) が、例外的に売り手が責任を負うケースが以下のように規定された。すべての当事者は、契約書または確認書に基づく義務の履行等をする権限を有していない場合、または適切な執行および履行を保証するのに必要な行為を怠った場合 (a 項 i) や、その義務や署名が、法的、有効性、拘束力および実施可能でない場合 (a 項 ii) 等に責任を負うとされた。これに加えて、最初の売り手が、一次フォーフェイターに対して責任を負うケースとして、取引日以前に、支払請求の存在や信用補完書類に基づく権利および義務の存在に悪影響を及ぼす原因取引関連情報を得ていたにもかかわらず、一次フォーフェイターに対して、開示していなかった場合 (b 項 i) や、(最初の売り手自身が) 譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合 (b 項 ii)、支払請求等が、一次フォーフェイターに取消不能、無条件に譲渡されていない場合 (b 項 iii)、原因取引に係る詐欺があった場合 (b 項 v) 等が規定された。また、一次フォーフェイターが、買い手に対して責任を負うケースとして、b 項と同様に、原因取引に関する情報の不開示 (c 項 i)、実質的な所有者ではなかった場合 (c 項 ii)、取消不能、無条件に譲渡されていない場合 (c 項 iii)、支払請求を買入れした時、要求書類が原因取引を反映していることを、市場実務慣習に従って適切に確認しなかった場合 (c 項 v) 等が規定された。最後に、一

次フォーフェイターでない二次マーケットの売り手が、買い手に対して責任を負うケースも、c 項と同様に規定された (d 項)。

### (3) 一次マーケットの規定

3 つ目は、一次マーケットに関する規定整備である。フォーフェイティング契約書の要件 (第 5 条)、一次マーケットにおける取引条件 (第 6 条)、一次マーケットにおける充足書類 (第 7 条) が規定されている。一次フォーフェイターは、市場実務慣習に従って、送付された書類が要求書類を構成するかどうか点検し、要求書類でない書類を無視し、これを返却することができるかと規定された (第 7 条 b、c 項)。

### (4) 二次マーケットの規定

最後に二次マーケットの規定の整備である。フォーフェイティング確認書の要件 (第 8 条)、二次マーケットにおける取引条件 (第 9 条)、二次マーケットにおける充足書類 (第 10 条) が、一次マーケットと同様に規定されている。

### (5) TSU-BPO 取引への適用

但し、ここで留意すべきは、URF800 が、書類取引を前提としていることである。データを取り扱う TSU-BPO 取引に適用するためには、規則の改訂・追補が必要だと思われる。その方法については、以下の 3 つの選択肢が考えられる。まず、『荷為替信用状に関する統一規則および慣例—The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No. 600』, UCP600 に対して追補された、『電子呈示に関する <UCP600>への追補 第 1.1 版—Supplement for Electronic Presentation Version 1.1』, eUCP Ver1.1 の例のように、URF800 に電子データを取り扱う際の追補版を制定するというものである。二つ目は、URBP0750 に、遡及権なし取引や、フォーフェイティング契約書、確認書に関する規定の追加を行い、URF800 の内容を URBP0750 に取り込むというものである。三つ目は、TSU-BPO をスタートするにあたり、UCP600 および eUCP Ver1.1 の組み合わせを改訂するのではなく、全く新規に URBP0750 を制定したように、新しい規則を制定するというものである。

## IV. TSU-BPO とフォーフェイティング取組事例

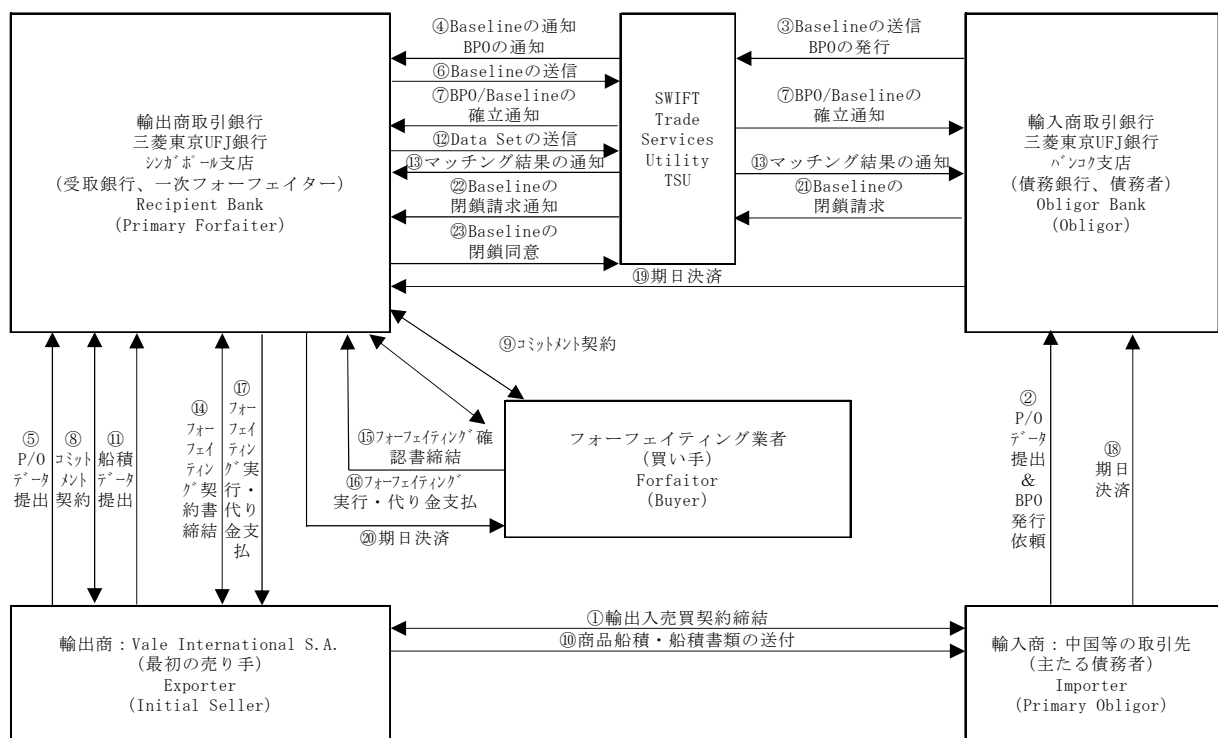
### 1. Vale International S.A. の取組事例

次に、取組事例をみてみたい。本事例は、ブラジルの総合資源開発企業のスイス販売部門である、Vale International S.A. (以下、Vale 社) と、三菱東京 UFJ 銀行との間で行われた事例であり、同行によって、昨年ドバイで開催された SWIFT 年次総会—SIBOS 等で報告されたものである<sup>7)</sup>。その導入効果であるが、従来年間 180 億米ドルの

中国向け信用状付覧払手形取引を輸出していた際、資金受領迄の期間が概ね 25～30 日程度であったのが、10 日間程度短縮が実現し、これに伴い 3.7 百万米ドルの取引コスト削減が実現できたとのことである。本事例の取引の流れは、図 3 のとおりである。

Vale 社、輸入者間で、契約が締結されると輸入者は、三菱東京 UFJ 銀行バンコク支店（以下、債務銀行－Obligor Bank）に対して、P/O データを提出するとともに、BPO の発行を依頼する。これを受けて債務銀行は、TSU に BPO が含まれるベースラインの提案を行う。これを受領した三菱東京 UFJ 銀行シンガポール支店（以下、受取銀行－Recipient Bank）は、Vale 社にこれを通知するとともに、Vale 社側から P/O データの提出を受ける。TSU は受取銀行から提案を受けたベースラインと債務銀行から既に提出された BPO が含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確立と共に、BPO が有効に成立したことを輸出入双方の当事者銀行に通知する。ここまでは、通常の TSU2.0 の流れと同一である。

図 3 Vale International S. A. の取組事例



出典：SWIFT、三菱東京 UFJ 銀行報告資料より筆者作成

Vale 社は、契約通り船積みを行った後、データ・セットを受取銀行に提出し、受取銀行はこれを TSU に送信する。TSU は、すでに確立している BPO 及びベースラインとデータ・セットをマッチングし、データ・マッチすれば、受取銀行は、これを Without recourse で買取る。これにより、受取銀行は、フォーフエイティング取引における一次フォーフエイターの役割を果たすこととなる。尚、本事例では、Vale 社の輸出債権



が、二次マーケットで転売されたかどうか言及されていないが、図 3 は別のフォーフェイティング業者に転売されたと想定して作成している。債務銀行からデータ・セットの到着案内を受けた輸入者は、期日に債務銀行に輸入代金の決済を行い、決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

## 2. 本事例における Vale 社等の取引メリット

本事例において、TSU-BPO とフォーフェイティングを組み合わせる主なメリットとして、図 4 の通り 3 つの点があったとの報告されている。一つ目は合理化効果である。二つ目は、スピード向上および安全性向上であり、最後に、前述のコスト削減効果であった。同報告では、輸出商だけではなく、輸入商サイドにも大きなメリットがあったと報告されている。

図 4 Vale 社等の取引メリット

	輸出商のメリット	輸入商のメリット
合理化	①煩雑な書類作成業務からの解放 ②L/Cと船積書類のチェック業務からの解放	①簡便なBPO発行手続き ②L/Cと船積書類のチェック業務からの解放 ③決済方法多様化による輸出商との関係向上
スピード向上 および 安全性向上	①TSUの自動処理化、L/C取引に多発するディスクレパンシー削減による回収期間短縮 ②フォーフェイティングとの融合によりL/C、単純なBPOに比べて、輸入者の信用リスクを完全に回避	①前払送金取引と同様のスピードで荷物引取リスクを削減 ②契約後の早期BPO発行が可能 契約変更に対してL/Cより柔軟且つ臨機応変な対応が可能
コスト削減	①売掛期間削減による、資金調達コストの削減 ②ディスクレパンシー発生に関連する追加手数料の発生回避	①L/G等、銀行との取引回数の削減による手数料負担削減 ②荷物の早期引取による物流コスト削減

出典：SWIFT、三菱東京 UFJ 銀行報告資料より筆者作成

## V. 両者の融合による新しい貿易金融

### (1) TSU-BPO の採用状況

TSU-BPO とフォーフェイティング両者の融合は、フォーフェイティング自体の利便性向上に資するものであると同時に、まだ、本格的に取引が広がっているとは言い難い、

TSU-BPO の更なる利用促進効果があると思われる。SWIFT によれば 2014 年 9 月時点の TSU-BPO 採用状況は図 5 の通りであるが、SWIFT ユーザーの総数が 2014 年 4 月末時点で 10,637 社であることを考慮すれば、まだまだ少数派であるといわざるを得ない<sup>8)</sup>。

図 5 TSU-BPO 採用状況 (2014 年 9 月 17 日現在)

Banking groups adopting BPO	BPO採用銀行グループ数	58
Banking groups live on BPO	BPO利用銀行グループ数	13
Corporates live on BPO	BPO利用企業数	35
Banking groups testing BPO on TSU	TSU-BPO試行中の銀行グループ数	17
Banking groups reachable on TSU	TSU接続銀行グループ数	84
BIC8s reachable on TSU	TSU接続BIC8 (SWIFTアドレス) 数	169
BIC8s and BIC11s reachable on TSU	TSU接続BIC8,11 (SWIFTアドレス) 数 (支店含む)	253
Countries reachable on TSU	TSU接続国数	48

出典：SWIFT 資料より筆者作成

## (2) TSU-BPO の利用促進効果

ところで、なぜ TSU-BPO とフォーフェイティングの 2 つのスキームを組み合わせたことが、TSU-BPO の利用促進に有効なのかという点であるが、次の 2 点が挙げられる。まず、この 2 つスキームに親和性があることである。従来型フォーフェイティング取引は、信用状取引が基本であり、書類作成、点検業務の煩雑さ、時間とコストがかさむだけでなく、ディスクレパンシー発生時に引受拒絶が発生し、予定していたフォーフェイティング取引が行われれないという、信用状取引に起因するデメリットがそのまま残って、フォーフェイティングを取り組む際のリスクとして留意されていた。一方、TSU-BPO は、データ取引であることから、書類点検業務からの解放、取引のスピードアップ化という貿易電子化自体によるメリットは無論のこと、信用状取引に比べて、BPO の内容変更が臨機応変に行うことが可能で、データ・セットのマッチングも即時完結できる等、上記リスクを大幅に削減する効果が見込めるものと考えられる。上記効果はフォーフェイティングを恒常的に利用している輸出商側から、信用状取引の TSU-BPO への切替インセンティブに繋がるものと期待される。2 点目は、フォーフェイティングの機能も併せ持つことにより、輸出商のみならず、その取引銀行自体の与信管理強化に効果が期待できる点である。これは、輸出商取引銀行、つまり一次フォーフェイターであるデータ提出銀行自体が、買い入れた輸出債権について、二次マーケットで別の買い手に債権譲渡することにより、オフバランス化が可能となるからである。

## (3) フォーフェイティング取引の活性化

また、TSU-BPO は、フォーフェイティング取引も活性化させる効果が期待できる。その

理由として、3点指摘したい。1つ目は、TSU-BPOによって、フォーフェイティング利用条件を多様化させる効果があるという点である。現在の信用状取引に基づくフォーフェイティングでは、100万米ドル程度以上の大口取引で、手形サイトも半年から1年以上となっているのに対して、TSU-BPOの場合、輸出債権の管理が容易であることから、取引金額の小口化や、一覧払は無理としても取引期間の短縮が図れる。2つ目は、SWIFTにアクセス可能な金融機関を通して提供することにより、例えば、Local BPOに基づく国内販売債権のフォーフェイティングといったように、国内取引にも応用可能であることである。これを発展させれば、外国為替と内国為替の垣根を越え、国内外一体となった債権流動化サービスが可能になる。3つ目は、TSU-BPOにより、フォーフェイティング二次マーケットの活性化効果が期待できることである。URF800制定により、一次、二次両マーケットを網羅し、当事者間の責任の明確化したことが、輸出債権を買い入れる買い手にとって、従来対比より安全な取引となる点が挙げられる。これを応用すれば、特定の輸入商取引銀行、ここでは債務銀行、または主たる債務者が支払保証する輸出債権をまとめて債権譲渡の上、運用商品として組成する等、二次マーケットの活性化が図れる。

## V. 結 語

TSU-BPOとフォーフェイティング両者を融合させることにより、書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という貿易電子化自体によるメリットを享受するのは無論のこと、従来の荷為替手形取引に基づくフォーフェイティングに比べて、フォーフェイティングの取組みが、より安全確実に、且つ柔軟に行うことができるというメリットもある。これは、両者がいわゆるWin-Winの関係を築き上げることができることを意味し、両者の融合は、フォーフェイティング自体の利便性向上に資するものであると同時に、TSU-BPOの更なる利用促進につながることを期待される。今後、わが国の金融機関には、両者のメリットを生かした新しい貿易金融サービスの開発が一層期待されていると思われる。

以上

図 6 URF800 条文要旨

<b>第1条 URFの適用</b>	
明示的に修正または除外をされている場合を除き、契約上に、この規則に従う旨を記載する場合、全ての当事者に拘束力を持つ	
<b>第2条 定義</b>	
利用可能日 (availability date)	売り手が買い手に充足した書類を引き渡す期限 契約に明示されていない場合、取引日から10営業日目
営業日 (business day)	当事者等が、通常営業している日
買い手 (buyer)	支払請求を買入れる当事者
条件 (condition)	一次マーケット：フォーフェイティング契約書記載の条件 二次マーケット：二次売買条件、フォーフェイティング確認書記載の条件
信用補完書類 (credit support documents)	主たる債務者以外の人に、支払請求に基づく支払義務があることを記載した書類 <b>筆者注：信用状取引の場合、信用状、発行銀行の引受通知書等</b>
フォーフェイティング契約書 (forfaiting agreement)	一次フォーフェイターと、最初の売り手間の契約
フォーフェイティング確認書 (forfaiting confirmation)	二次売買条件を表示した、売り手と買い手間の契約
フォーフェイティング手続き (forfaiting transaction)	支払請求を遡求権なしで、売り手が売却し、買い手が買入れすること
最初の売り手 (initial seller)	a. 支払請求を一次フォーフェイターに最初に売却する売り手 b. 支払請求を発生させ、一次フォーフェイターに譲渡する主たる債務者 <b>筆者注：信用状取引の場合、信用状の受益者（輸出商、荷為替手形の振出人）</b>
債務者 (obligor)	a. 主たる債務者 b. 信用補完書類に基づく義務を負う人 <b>筆者注：信用状取引の場合、発行銀行等</b>
当事者 (party)	フォーフェイティング手続きを行う当事者
支払請求 (payment claim)	a. 主たる債務者が所定の日付または請求に基づき、所定の金額を支払う義務 b. 主たる債務者から支払いを受け取るために必要なすべての権利等
留保条項 (point of reserve)	支払が留保条件付で行われる場合に、支払を確定させるために、売り手が果たすべき義務
一次フォーフェイター (primary forfaiter)	最初の売り手から、最初に支払請求を買入れする当事者 <b>筆者注：信用状取引の場合、輸出商取引銀行（買取銀行）</b>
一次マーケット (primary market)	一次フォーフェイターが最初の売り手から支払請求を買入れする市場 <b>筆者注：輸出商による輸出債権売却市場</b>
主たる債務者 (primary obligor)	支払請求に基づく支払を行う主たる債務を有する人 <b>筆者注：輸出商等</b>
買入れ価格 (purchase price)	売り手と買い手間で合意された、支払請求に対する支払額
買戻し条件 (repurchase terms)	留保期日迄に、留保条項が充足しなかった場合に、売り手が、買い手から支払請求を買戻す条件

要求書類 (repurchase terms)	フォーフェイティング契約書or確認書条件で要求される書類 a. 主たる債務者が発行する、支払請求を証拠立てる書類 b. 債務者および、売り手の署名に関する真正性、資格を証明する書類 c. 決済日等に、 i. 支払請求、信用補完書類に基づく権利を譲渡するための書類 ii. 支払請求、信用補完書類に基づく支払の行使時に呈示する書類 d. 信用補完書類 e. フォーフェイティング契約書or確認書で要求された、原因取引に関連する書類 f. 買い手に対して、フォーフェイティング手続きに対する請求権を与える書類で、 i. 一次マーケット：第7条e項に基づく書類 ii. 二次マーケット：第10条f項に基づく書類
留保期日 (reserve date)	売り手が留保条項を充足しなければならない期限
充足した書類 (satisfactory documents)	第7条c項または第10条c項を満たし、フォーフェイティング契約書or確認書条件通りの要求書類
二次マーケット (secondary market)	支払請求が買い手によって一次フォーフェイター等から買入れされる市場 <b>筆者注：フォーフェイター間の輸出債権転売市場</b>
二次売買条件 (secondary sale terms)	二次マーケットにおいて、売り手と買い手の間で、書面等で合意される、フォーフェイティング手続きの条件
売り手 (seller)	支払請求を売却する当事者
決済日 (settlement date)	売り手と買い手の間で、買入れ価格支払のために合意された日 合意がない場合、買い手が充足した書類を受領してから3営業日後 第10条g項の定める、買い手が充足した書類を受け取っていないと主張できなくなった日から3営業日後
取引日 (trade date)	a. 一次マーケット：フォーフェイティング契約書の日付 b. 二次マーケット：売り手と買い手が二次売買条件に合意する日付
留保条件付 (under reserve)	留保条項を条件とすることを明示した、買い手により実行される支払等
原因取引 (underlying transaction)	支払請求が発生する原因となった取引
<b>第3条 解釈</b>	
a. 単数形と複数形	単数形で表された語は複数形を含み、複数形で表された語は単数形を含む
b. 規則の適用	明示的に他の規則を適用する場合を除き、一次、二次両マーケットに適用される
c. 人 (person)	人という用語は、個人、事務所、企業、株式会社、政府、その他団体等も含む
d. 署名された (signed)	原本一通が、その発行人等によって、認証可能な電子または手書署名、複製署名、穴あけ署名、スタンプ、シンボル、他の機械的な手段のいずれかにより署名されること意味する
e. 以降 (after) 以内 (within)	期間を決定するために用いられている場合には、記載された日を除く
f. 譲渡 (transfer)	発行、債務割当、債務交換、裏書譲渡を含み、主たる債務者が最初の売り手である場合、負債引受を含む。
<b>第4条 遡求義務の免除</b>	
a.	決済日においては、買い手は売り手から、遡求義務を免除して、支払請求を買入れする第13条あるいは第4条b項の条件が適用される場合以外、買い手は売り手に対して、(買入れした) 支払請求に関して不払いが発生した際、一切不服申し立てを行うことはできない
b.	売り手が支払請求、信用補完書類に基づく債務者である場合、この規則は売り手の債務者としての義務に何ら影響を与えない
<b>第5条 一次マーケットにおけるフォーフェイティング契約書</b>	
a.	一次フォーフェイターと最初の売り手間で、取引日に契約を締結する必要がある
b.	フォーフェイティング契約書の要件 i. 支払請求および、信用補完書類の明細 ii. 要求書類のリスト iii. 利用可能日 iv. 買入れ価格 v. 決済日等 vi. 準拠法と裁判管轄地

<b>第6条 一次マーケットにおける取引条件</b>	
a. 当事者はそれぞれ、利用可能日までにフォーフェイティング契約書条件を充足させる必要がある	
b. 当事者は条件未充足等に際して、利用可能日を延長することができる	
c. 利用可能日以前にフォーフェイティング契約書条件が充足されない場合、契約書は破棄される	
<b>第7条 一次マーケットにおける充足した書類</b>	
a. 最初の売り手は利用可能日までに一次フォーフェイターに要求書類を送付しなければならない	
b. 一次フォーフェイターの手続き	一次フォーフェイターは、 i. 送付された書類が、要求書類を構成するかどうか点検しなければならない ii. 要求書類でない書類を無視し、これを返却することができる
c. 書類の点検	i. 市場実務慣習に従って要求書類を点検する必要がある ii. 市場実務慣習に従って充足した書類を構成するかどうか決定しなければならない
d. 一次フォーフェイターが第7条c項ii.における決定を行う際の前提	i. 要求書類はそれらの真正性に関して十分な証拠に基づくものであること ii. 支払請求、信用補充書類中の義務が、法的に有効で、実行可能であること iii. 期日における支払いが、留保等されることなく満額支払われること iv. 支払請求、信用補充書類に基づく権利が、自由に譲渡可能であること v. 要求書類はフォーフェイティング契約書の条件に合致していること
e. 充足していない書類の取扱	一次フォーフェイターは、 i. 送付され点検された書類が充足した書類ではないこと ii. 追加で要求する書類 についての根拠と追加書類の情報を、売り手に提供する必要がある
f. 一次フォーフェイターは、いつ充足した書類を受領ことを最初の売り手に通知しなければならない 支払いが留保条件付である場合を除き、買入れ価格の支払いは、この通知をしたものとみなされる	
g. 一次フォーフェイターが買入れ価格の支払いを行っても、第13条に基づく最初の売り手の責任は免れない	
<b>第8条 二次マーケットにおけるフォーフェイティング確認書</b>	
a. 一次フォーフェイターと他の売り手間で、取引日に契約を締結する必要がある	
b. 売り手は、買い手に取引日の2営業日以内に署名されたフォーフェイティング確認書を送付しなければならない 期間内にフォーフェイティング確認書を送付しなければ、買い手はフォーフェイティング手続きを拒絶する	
c. フォーフェイティング確認書には、条件変更の取り扱いについて、二次売買条件として記載される必要がある	
d. 買い手の手続き	買い手は売り手に対して、フォーフェイティング確認書の受領後2営業日以内に i. (同意する場合) フォーフェイティング確認書に署名の上、返却する ii. (不同意の場合) フォーフェイティング確認書の条件についてその旨通知する
e. 買い手が第8条d項を充足できない場合、売り手は、買い手への通知によってフォーフェイティング 手続きの継続を拒絶できる	
f. 買い手が第8条d項iiに基づき売り手に通知し、売り手が買い手の通知を受領後2営業日以内に、フォーフェイテ ィング確認書の条件変更合意できなかった場合、フォーフェイティング手続きは継続されない	
g. フォーフェイティング確認書に第8条が適用されるためには、署名する必要がある	
<b>第9条 二次マーケットにおける取引条件</b>	
a. 当事者はそれぞれ、利用可能日までにフォーフェイティング確認書条件を充足させる必要がある	
b. 当事者は条件未充足等に際して、利用可能日を延長することができる	
c. 利用可能日以前にフォーフェイティング確認書条件が充足されない場合、確認書は破棄される	
<b>第10条 二次マーケットにおける充足した書類</b>	
a. 売り手は利用可能日までに買い手に要求書類を送付しなければならない	
b. 買い手の手続き	買い手は、 i. 送付された書類が要求書類を構成するかどうか決定しなければならない ii. 要求書類でない書類を無視し、これを返却することができる
c. 書類の点検	i. 市場実務慣習に従って要求書類を点検する必要がある ii. 市場実務慣習に従って充足した書類を構成するかどうか決定しなければならない
d. 買い手が、第10条c項iiにおける決定を行う際の前提	i. 要求書類はそれらの真正性に関して十分な証拠に基づくものであること。 ii. 支払請求、信用補充書類中の義務が、法的に有効で、実行可能であること iii. 期日における支払いが、留保等されることなく満額支払われること iv. 支払請求、信用補充書類に基づく権利が、自由に譲渡可能であること v. 要求書類はフォーフェイティング確認書の条件に合致していること
e. 売り手は買い手に対して、5営業日以内に点検を完了することを要求する通知を送付することができる	

f. 充足していない書類の取扱	<p>買い手は、</p> <p>i. 送付され点検された書類が充足した書類ではないこと</p> <p>ii. 追加で要求する書類</p> <p>についての根拠と追加書類の情報を、売り手に提供する必要がある</p>
g. 売り手が第10条e項に基づく通知を送付し、買い手が、この通知で売り手が定める期日までに返答しなければ、後日送付した書類が充足した書類ではないと主張できなくなる	
h. 買い手は、いつ充足した書類を受領したと決定したか売り手に通知する必要がある 支払いが留保条件付である場合を除き、買入れ価格の支払いはこの通知を構成するとみなす	
i. 買い手が買入れ価格の支払いを行っても、第10条g項に基づき（充足した書類ではないと）主張できなくなっても、第13条に基づく売り手の責任は免れない	
<b>第11条 支払い</b>	
a. 決済日に買い手は売り手に買入れ価格を支払わなければならない	
b. 支払いは、フォーフェイティング契約書or確認書に記載された通貨で、満額支払われなくてはならない	
c. 支払いはフォーフェイティング契約書or確認書に記載された場所で、即時に、支払期日の営業日中に行われなくてはならない 支払期日が営業日でない場合、翌営業日に行なわれなければならない	
<b>第12条 留保条件付支払い</b>	
a. 留保条件付フォーフェイティング契約書or確認書の要件	<p>i. 留保条項</p> <p>ii. 留保期日</p> <p>iii. 買戻し条件</p>
b. 売り手は、留保期日までに留保条項を充足させなければならない	
c. 留保期日終了までに、留保条項が充足されなければ、買い手は売り手に買戻しを要求することが可能	
d. 買い手が第12条c項に基づき買戻しを要求する場合、売り手は、買い手の通知を受領後5営業日以内に、買戻し条件に基づく買戻しを完了させ、第11条b、c項に基づき定められた金額払わなければならない	
e. 売り手からの支払を受領後5営業日以内に買い手がおこなう手続き	<p>i. 買い手は売り手から受領した書類をすべて売り手に返却しなければならない</p> <p>ii. 買い手は支払請求、信用補完書類および他の要求書類に関する権利が売り手へ再譲渡するために必要な処置をすべて講じ、必要書類すべてに署名しなければならない</p>
<b>第13条 当事者の責任</b>	
a. <b>(すべての)当事者が責任を負うケース</b>	<p>i. (当事者が)フォーフェイティング契約書or確認書に基づく義務の履行等をする権限を有していない場合、または適切な執行および履行を保証するのに必要な行為を怠った場合</p> <p>ii. フォーフェイティング契約書or確認書に基づく義務や署名が、法的、有効性、拘束力および実施可能な義務を構成していない場合</p>
b. 第13条a項に加えて、 <b>最初の売り手</b> が、一次フォーフェイターに対して責任を負うケース	<p>i. 取引日以前に、以下に影響を及ぼす原因取引関連情報を得ていたにもかかわらず、一次フォーフェイターに対して、開示していなかった場合</p> <p>a) 支払請求の存在</p> <p>b) 信用補完書類に基づく権利および義務の存在</p> <p>ii. (最初の売り手自身が)譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合等</p> <p>iii. 支払請求等が、一次フォーフェイターに取消不能、無条件に譲渡されていない場合</p> <p>iv. 支払請求、信用補完書類に基づく権利および義務の存在に影響を及ぼす原因取引により(最初の売り手を)拘束する義務に違反した場合等</p> <p>v. 支払請求、信用補完書類に基づく義務の存在に影響を及ぼす支払請求あるいは、原因取引に係る詐欺があった場合</p>
c. 第13条a項に加えて、 <b>二次フォーフェイター</b> が、買い手に対して責任を負うケース	<p>i. 支払請求、信用補完書類等に影響を及ぼす原因取引に関する情報を得ていたことを、開示しなかった場合</p> <p>ii. (一次フォーフェイター自身が)譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合等</p> <p>iii. 支払請求等が、買い手に取消不能、および無条件に譲渡されていない場合</p> <p>iv. 支払請求を買入れした時、支払請求等の法的有効性等の確認等のため、市場実務慣習に基づく適切な対処を取らず、且つ支払請求等に基づく権利が、取消不能で無条件に譲渡されなかった場合</p> <p>v. 支払請求を買入れした時、要求書類が原因取引を反映していることを、市場実務慣習に従って適切に確認しなかった場合</p>

d. 第13条a項に加えて、 <u>一次フォーフェイターでない二次マーケットの売り手</u> が、買い手に対して責任を負うケース	i. 支払請求、信用補完書類等に影響を及ぼす原因取引に関する情報を得ていたことを、開示しなかった場合 ii. (一次フォーフェイターでない二次マーケットの売り手自身が) 譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合等 iii. 支払請求等が、買い手に取消不能、および無条件に譲渡されていない場合
e. 第13条の規定（責任の範囲）を、当事者間で、修正または除外をすることができる	
f. 売り手は、別途（第13条e項に基づいて合意された）契約上の定めがない限り、その直接の買い手に対してのみ責任を負う	
<b>第14条 通知</b>	
a. フォーフェイティング手続きに関する通知、書類は、フォーフェイティング契約書or確認書の契約番号を付して、電子的手段、ファックスまたは書面によって送付されるべきである	
b. 通知等の受領要件	i. 電子的に送信された場合、受取情報がシステムに入力された時 ii. 機械的に送信確認がおこなわれるファクシミリで送信された場合、送信された日 iii. 郵送により送付された場合
c. 通知または書類が、第14条b項に基づいて発送されたが、営業日でない日、または営業時間外に、受領された場合、翌営業日に受領されたと解釈される	
d. いかなる受取証や受領確認書も、受領または拒否を意味しない	

注

1) ICC, “Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800”, 2012, pp3

2) Joseph F. Singer, “A Small Business Exporter’s Guide To Forfaiting Practices In International Finance ”, Small Business Institute Director’s Association (SBIDA), 1985, pp1-2, <http://www.sbaer.uca.edu/research/sbida/1985/pdf/18.pdf>

3) 輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、「外国向為替手形取引約定書」が締結され、その第15条（買戻債務）1項2に、「外国向為替手形の支払義務者について銀行取引約定書第5条第1項各号の事由が一つでも生じた場合には、その者が支払義務者となっているすべての外国向為替手形。」を買い戻す規定されている。

4) URF800 発効以前ではあるが、フォーフェイティング取引の全体的な流れと、当事者間の契約内容については、以下に1980年代初頭の事例と共に解説されている。

Joseph F. Singer, 前掲著（注2）, pp2-11

5) フォーフェイティングの計算式、グレース日数については、みずほ銀行 HP 参照, <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/forex/tradefinance/forfaiting/index.html>

6) SWIFT と ICC 共同事業に至る経緯については、以下を参照されたい。

拙稿「SWIFT-ICC による TSU-BPO が貿易金融に与える影響」『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号, 2014年, 8-9頁

釜井大介「BPO 統一規則 (URBPO) の概要」『金融法務事情』1974号, 2013年7月25日, 60-61頁

7) SWIFT HP ” Trade Services Utility (TSU) Bank Payment Obligation (BPO) Case Study - First Forfaiting on TSU/BPO in the world”,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_vale\\_bank\\_of\\_tokyo\\_mitsubishi.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_vale_bank_of_tokyo_mitsubishi.pdf)



8) TSU-BPO の採用状況、SWIFT ユーザー数については、以下を参照。

SWIFT HP ” Market adoption of BPO”,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_bpo\\_market\\_adoption.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_bpo_market_adoption.pdf)

SWIFT JAPAN HP 「SWIFT データ - SWIFTNet FIN メッセージ 2014 年 4 月 YTD」,

[http://www.swift.com/jp/about\\_swift/company\\_information/swift\\_in\\_figures/index.page?](http://www.swift.com/jp/about_swift/company_information/swift_in_figures/index.page?)

参考資料

ICC, “*The ICC Guide to the Uniform Rules for Bank Payment Obligations*”, 2014

中村中, 佐藤武男, 『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』, 中央経済社, 2013 年 1 月

中島真志, 『SWIFT のすべて』, 東洋経済新報社, 2009 年 7 月

西口博之, 「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICC による電子信用状の行方—」, 『国際金融』1250 号, 外国為替貿易研究会, 2013 年 7 月 1 日, 66-73 頁

檜垣拓也, 「L/C に代わる TSU/BPO の動向、有効性、並びに推進課題の考察」, 『国際商取引学会年報』第 15 号, 2013 年 5 月, 34-47 頁

檜垣拓也, 「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」, 『国際金融』1249 号, 外国為替貿易研究会, 2013 年 6 月 1 日, 74-81 頁

檜垣拓也, 「TSU/BPO 取引の概要と「銀行支払確約に関する統一規則」」, 『国際商事法務』Vol. 42, No. 1 (通巻 619 号), 国際商事法務研究所, 2014 年 1 月, 49-60 頁

その他

SWIFT、ICC、JETRO、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、他 HP